

外国人材受入れ・定着支援事業補助金

～外国人材の円滑な受入れ・地域との共生に向けた取組を支援～

令和2年12月15日まで随時応募受付(ただし、予定額に達し次第、終了)

※本事業で対象としている外国人材は、「技能実習」、「特定技能」の在留資格に基づく外国人となります。(新型コロナウイルス感染症の影響に伴い「特定活動」の在留資格への変更許可を受けて就労している外国人を含みます。)

補助対象者

I 外国人材の受入れを行う中小企業者又はこれに準じる者

※ 県内に事業所を有している中小企業者(みなし大企業を除く)等が対象となります。

補助対象事業

自社における外国人材の安定的な受入れ推進に向けた就業・生活環境づくりに資する事業

【取組例】 日本語学習機会の提供、地域住民との交流機会の確保、受入態勢の整備(母国語による業務マニュアルの作成、自動翻訳機の導入等)など

II 団体等(経済団体、業界団体、組合等)

※ 県内に主たる事業所を有している団体等(補助金交付要綱で規定)が対象となります。

補助対象事業

団体の構成員等を対象に行う外国人材の受入れ拡大や活躍推進に資する事業

【取組例】 上記 I の内容のほか、企業支援コーディネーターの配置、事例紹介等セミナーの開催、マッチングイベントの実施、受入れ促進につながる情報発信など

補助対象経費

補助対象事業の実施に係る経費(下記の対象外経費を除く。)に対し補助します。

【対象外経費】

土地取得費、建物整備・改修費、備品購入費(購入単価3万円以上のもの)、受入れする外国人材の人件費、家賃・水道・光熱費など日常的活動により定期的に発生する経費、法令等に基づく講習・手続き等に係る経費、社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費など

補助要件

- ・補助率： 1/3 以内
※ 1事業者(団体等)あたりの補助限度額：100万円
- ・事業期間： 補助金交付決定日から令和 3年 2月28日まで

応募方法等

- ・事業への応募は、応募書類に必要事項を記入の上、ご提出ください。
なお、応募される場合は、事前にご相談くださるようお願いいたします。

○令和2年12月15日までの間、随時、応募を受け付けています。

(ただし、予定額に達し次第、受付を終了します。)

○制度の詳細、Q&A、応募書類様式は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご確認ください。

(トップページ → 「部署別」 → 「産業労働部」 → 「雇用労働政策課」 → 「外国人材の受入れ」 → 「【補助金募集(随時応募受付)】外国人材受入れ・定着支援事業の募集について」)

- ・応募書類による審査を行い、採択事業者を決定します。

○様々な取組をパッケージングした事業、モデル性の高い事業などの提案が期待されます。

応募書類提出先、お問合せ先

秋田県 産業労働部 雇用労働政策課 就業支援班
(住所) 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号(県庁第2庁舎)
(電話) 018-860-2334

(参考情報) ～「秋田県外国人雇用サポートデスク」のご案内～

県では、県内の企業、事業所が外国人材を受け入れる上での手続きや注意点について、無料で面接相談に応じる「秋田県外国人雇用サポートデスク」(秋田県行政書士会への委託)を開設しています。

※相談の申込方法等は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載の案内ページをご参照ください。

(トップページ → 「部署別」 → 「産業労働部」 → 「雇用労働政策課」 → 「外国人材の受入れ」 → 「秋田県外国人雇用サポートデスクのご案内」)